

核物理研究センター省エネルギー対策委員会内規

第1条 核物理研究センター（以下「センター」という。）省エネルギー対策委員会（以下「エネルギー委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、センターのエネルギー（電気、ガス、水道等を含む。）消費及び維持管理状況を把握するとともに、センター内における省エネ活動推進に必要な具体策を協議する。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究部門から選ばれた教員 若干名
- 二 事務部及び技術部から選ばれた職員 各1名

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成17年12月20日から施行する。

2 この内規施行後、最初に選出される第3条第1項の委員の任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。